

許可番号第 02300035544 号

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 豊田市山之手十丁目 2 3 番 9

氏 名 テムズ中日 株式会社
代表取締役 吉田 一仁 様
(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十四条第一項の許可を受けた者であることを証する。

愛知県知事 大村 秀 章



許可の年月日 令和 6 (2024) 年 5 月 27 日
許可の有効年月日 令和 13 (2031) 年 5 月 23 日

1 事業の範囲

積替え、保管を除く。

燃え殻（水銀含有ばいじん等を除く。）、汚泥（石綿含有産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く。）、廃油、廃酸（水銀含有ばいじん等を除く。）、廃アルカリ（水銀含有ばいじん等を除く。）、廃プラスチック類（自動車等破砕物を除く。石綿含有産業廃棄物を含む。）、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、金属くず（自動車等破砕物を除く。）、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（自動車等破砕物を除く。石綿含有産業廃棄物を含む。）、鋳さい（水銀含有ばいじん等を除く。）、がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。)

以上 14 品目（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）

2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

該当なし

3 許可の条件

なし

4 許可の更新又は変更の状況

平成 7 年 11 月 16 日 新規許可

平成 12 年 11 月 16 日 更新許可

平成 17 年 11 月 16 日 更新許可

NO COPY
再複製無効

許可番号第 02300035544 号

平成 22 年 11 月 16 日 更新許可

平成 27 年 11 月 16 日 更新許可

平成 29 年 5 月 24 日 更新許可 (優良認定)

令和 6 年 5 月 27 日 更新許可 (優良認定)

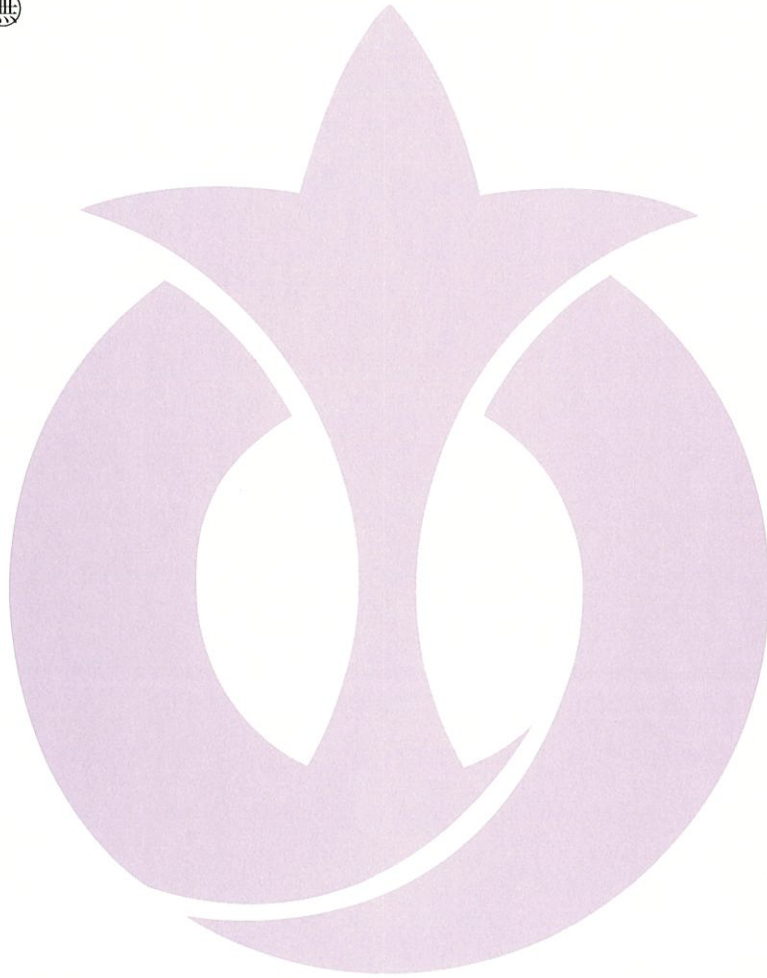
5 積替え許可の有無

・ 無

市名 豊田市 許可番号 09010035544

6 規則第 9 条の 2 第 8 項の規定による許可証の提出の有無

有 ・



特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 豊田市山之手十丁目 23 番 9

氏 名 テムズ中日 株式会社
代表取締役 吉田 一仁 様
(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十四条の四第一項の許可を受けた者であることを証する。

愛知県知事 大村 秀 章



許可の年月日 令和 8 (2026) 年 6 月 1 日
許可の有効年月日 令和 15 (2033) 年 5 月 31 日

1 事業の範囲

積替え、保管を除く。

引火性廃油、腐食性廃酸、腐食性廃アルカリ、感染性産業廃棄物、特定有害廃石綿等

以上 5 品目

2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

該当なし

3 許可の条件

なし

4 許可の更新又は変更の状況

平成 23 年 6 月 1 日 新規許可

平成 28 年 6 月 1 日 更新許可

令和 3 年 6 月 1 日 更新許可

令和 8 年 6 月 1 日 更新許可 (優良認定)

5 積替え許可の有無

有 ・ 無

6 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無

有 ・ 無

NO COPY
再複写無効

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 豊田市山之手十丁目 2 3 番 9

氏 名 テムズ中日 株式会社
代表取締役 吉田 一仁 様

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条の 2 第 1 項の許可を受けた者であることを証する。



豊田市長 太 田 稔 彦



許 可 の 年 月 日 令和 6 年 7 月 2 日

許 可 の 有 効 年 月 日 令和 13 年 6 月 28 日



1. 事業の範囲 (取り扱う産業廃棄物の種類及び積替え又は保管を行うかどうかを明らかにすること。)

(1) 積替え、保管を除く。

燃え殻 (水銀含有ばいじん等を除く。)、汚泥 (水銀含有ばいじん等及び石綿含有産業廃棄物を除く。)、廃油、廃酸 (水銀含有ばいじん等を除く。)、廃アルカリ (水銀含有ばいじん等を除く。)、廃プラスチック類 (自動車等破砕物を除く。石綿含有産業廃棄物を含む。)、繊維くず、動植物性残さ、ガラスくず・コンクリートくず (工作物の新築、改築又は除去に伴つて生じたものを除く。) 及び陶磁器くず (自動車等破砕物を除く。石綿含有産業廃棄物を含む。)、鉱さい (水銀含有ばいじん等を除く。)、がれき類 (石綿含有産業廃棄物を含む。)

以上 11 品目 (水銀使用製品産業廃棄物を含む。)

(2) 積替え、保管を含む。

廃プラスチック類 (自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。)、紙くず、木くず、金属くず (自動車等破砕物を除く。)、ガラスくず・コンクリートくず (工作物の新築、改築又は除去に伴つて生じたものを除く。) 及び陶磁器くず (自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。)、がれき類 (石綿含有産業廃棄物を除く。)

以上 6 品目 (水銀使用製品産業廃棄物を含む。)

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類 (積替え又は保管を行う場合に限り。)、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

(1) 所在地

豊田市中垣内町楠 8 番、39 番

(2) 面積

240.28m² (保管面積 12m²)

(3) 産業廃棄物の種類

廃プラスチック類（自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）、紙くず、木くず、金属くず（自動車等破砕物を除く。）、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）、がれき類（石綿含有産業廃棄物を除く。）

（上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を含む。）

(4) 保管上限

9.97m³

(5) 高さ

1.30m

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

平成12年11月16日 更新許可

平成17年11月16日 更新許可

平成22年11月16日 更新許可

平成27年11月16日 更新許可

平成29年 6月29日 更新許可（優良認定）

令和 6年 7月 2日 更新許可（優良認定）

令和 6年 8月27日 変更許可

5. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無

有 ・ 無



NO COPY

再 複 写 無 効

様式第16号（第14条関係）

一般廃棄物収集運搬業許可証



第 1035 号

住 所 豊田市山之手十丁目23番9

氏 名 テムズ中日 株式会社

(法人にあつては名称) 代表取締役 吉田 一仁
(及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の許可を受けた者であることを証する。

豊田市長 太 田 稔 彦



許可の年月日 令和 7年 7月 4日

許可の有効年月日 令和 9年 7月 3日

1. 事業の範囲
ごみ

2. 許可の条件
なし

3. 許可及び変更の状況
平成 4年 4月 1日 新規許可



一般廃棄物収集運搬業許可証

住 所 愛知県豊田市山之手十丁目23番9

氏 名 テムズ中日 株式会社

(法人にあっては名称)
及び代表者の氏名 代表取締役 吉田 一仁

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の許可を受けた者であることを証する。

岡崎市長 内 田 康 宏



許 可 の 年 月 日 令和 7年 7月30日

許 可 の 有 効 年 月 日 令和 9年 7月27日

1 事業の範囲

ごみ

以上 1品目

2 許可の条件

本市域外において収集した一般廃棄物を本市ごみ処理施設に搬入しないこと。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14の規定による他の地方公共団体から委託を受けて、当該他の地方公共団体の区域内において収集した一般廃棄物を本市ごみ処理施設において処分する場合
- (2) 災害により本市域外で発生した廃棄物のうち市長が特に認めたものを本市ごみ処理施設において処分する場合

3 許可の更新又は変更の状況

令和 7年 7月30日 更新





7み令生環第46-5号

一 般 廃 棄 物 処 理 業 許 可 証

住 所 豊田市山之手十丁目23番9
氏名又は名称 テムズ中日株式会社
代表取締役 吉 田 一 仁

令和8(2026)年1月26日付で申請のあった一般廃棄物処分業については、廃棄物の処理
第7条第4項
及び清掃に関する法律 の規定により、次のとおり許可する。
第7条の2第1項

令和8(2026)年3月26日

みよし市長 小 山 祐



許可事業種別	一般廃棄物処理業(収集及び運搬業)
廃棄物の種別	事業系一般廃棄物
許可期限	令和8(2026)年4月1日から令和10(2028)年3月31日
許可条件	1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律、浄化槽法、施行令、施行規則を遵守すること。 2 本市廃棄物の処理及び清掃に関する条例、規則その他市の指示に従うこと。 3 法律等が改正された場合、若しくは市長が必要と認めるときは許可を取り消し、条件を変更し、又は別に定める指示をすることがある。 4 収集対象は、みよし市内事業所から出る一般廃棄物に限る。 5 処分の方法は、尾三衛生組合東郷美化センター(東郷町内)へ搬入するものとする。 6 上記5以外の方法において処分をしようとするときは、市と協議の上、市の指示に従うこと。



加入証

発行日 2022年12月12日

加入者名称 テムズ中日株式会社

代表取締役 吉田 一仁

住 所 〒471-0833
愛知県豊田市山之手10丁目23番9

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の5第1項の規定に
基づく電子マニフェストシステム加入者であることを証します

公益財団法人 日本産業廃棄物処理振興センター

理事長 関 荘 一 郎



-
- | | |
|------------|-------------|
| 1. 加入者番号 | 2007909 |
| 2. 加入契約成立日 | 2008年01月19日 |
| 3. 加入区分 | 収集運搬業者 |

自然にやさしいネットワーク!





®環境省

エコアクション21



認証・登録証

認証・登録番号

0011700

認証・登録事業者

テムズ中日株式会社

愛知県豊田市山之手 10 丁目 23 番 9

事業活動

総合工事業務、廃棄物処理業務（一般廃棄物収集運搬・産業廃棄物収集運搬）、ビルメンテナンス業務

対象事業所

本社、松平分室、岡崎倉庫、豊橋支店、静岡営業所

認証・登録日

2017年3月14日

更新・登録日

2025年3月14日

有効期限

2027年3月13日



上記事業者は「エコアクション21ガイドライン2017年版」(環境省)の
要求事項に適合していることを証します。

一般財団法人 持続性推進機構

理事長

森本英香



COPY COPY COPY COPY